

# こども家庭課から 各種手当についてのご案内

## ●「児童扶養手当」のご案内

【問合せ先】市役所こども家庭課 電話：0980-87-0771

- ◆父母の離婚などにより「父（又は母）と生活を共にしていない児童」や「父（又は母）が重度の障がいの状態にある児童」を養育している母（又は父）、父母に代わって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。
- ◆平成26年12月以降「児童扶養手当法」の一部改正により、受給者の年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。  
※年金の種類：遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など
- ◆児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで受給資格があります。（児童が心身に法律で定める程度の障がいがある場合は、20歳の誕生日前日まで資格があります。）

※令和2年4月分から手当の額が変わります

◎児童1人目（月額）	◎児童2人目（月額）	◎児童3人目以降（月額）
・全部支給： 42,910円 → 43,160円	・全部支給： 10,140円 → 10,190円	・全部支給： 6,080円 → 6,110円
・一部支給： 42,900円～10,120円 → 43,150円～10,180円	・一部支給： 10,130円～5,070円 → 10,180円～5,100円	・一部支給： 6,070円～3,040円 → 6,100円～3,060円

- ※手当額は、受給資格者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。
- ※原則として、支給開始から5年経過した後は、受給者が仕事をしていることが手当を全額受け取るための条件となります。
- ※受給するためには、窓口での相談後、申請手続きを行い、市の審査を経て認定を受ける必要があります。詳細はこども家庭課までお問合せください。

## ●「特別児童扶養手当」のご案内

▶身体（内部疾患を含む）や精神に障がいがある、20歳未満の児童を養育・監護している父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※令和2年4月分から手当の額が変わります

◎1級の児童1人（月額）	◎2級の児童1人（月額）
52,200円 → 52,500円	34,770円 → 34,970円

- ※手当額は、受給資格者やその配偶者及び同居する扶養義務者の前年の所得に応じて決まります。
- ※受給するためには、申請手続きを行い、県の審査を経て県知事の認定を受ける必要があります。詳細はこども家庭課までお問合せください。

## ●児童手当受給者のみなさまへ 現況届のお知らせ

児童手当の受給者は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

現況届は、毎年6月に養育状況や前年の所得等を確認し、引き続き手当を受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。**現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が差止**となりますので、6月中に手続きをお願いします。また、現況届の提出がないまま2年が経過すると、時効となり児童手当が受け取れなくなります。※6月1日時点で石垣市に住民登録されている方は、石垣市で現況届の提出が必要です。

- 受付期間：令和2年6月1日（月）から同年6月30日（火）  
※土日を除く。但し、13日（土）と20日（土）は開設。
  - 受付時間：午前9時から午後5時  
（正午から午後1時の間も受付可能。）
  - 提出先：市役所 こども家庭課（19番窓口）
  - 必要書類
    - ・現況届用紙
    - ・印鑑（シャチハタ不可）
    - ・受給者本人が加入している保険証のコピー（※対象児童のものではありません）
    - ・写真付き身分証明書のコピー
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での受付も可能です。但し、切手代金等は自己負担をお願いします。